

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業価値をより一層高めるため、業績の向上はもちろん、経営の健全性、効率性、透明性の向上、コンプライアンス体制の確立を図り、実効性のあるコーポレート・ガバナンスを実現していくことを基本的な考え方としております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社赤塚興産	852,540	6.84
赤塚 保	746,672	5.99
赤塚 安則	509,072	4.09
赤塚 勝子	346,984	1.78
赤塚 正子	343,984	2.76
株式会社百五銀行	273,000	2.19
柿安社員持株会	221,846	1.78
赤塚 保正	161,100	1.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	158,500	1.27
東京海上日動火災保険株式会社	154,200	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

### 補足説明 [更新](#)

- 上記の他、当社保有の自己株式600千株(4.8%)があります。
- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、74千株であります。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	2月
-----	----

業種	食料品
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少數株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情



## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <a href="#">更新</a>	6名
社外取締役の選任状況 <a href="#">更新</a>	選任している
社外取締役の人数 <a href="#">更新</a>	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <a href="#">更新</a>	0名

#### 会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
中本 攻	弁護士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中本 攻		—	弁護士として法律に関する高い専門性を有し、その専門知識や経験から、当社の経営に有用な助言、提言ができる人材として選任。

#### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は監査計画等について意見交換するほか、会計監査人としての財務報告に係る内部統制の運用状況を含む会計監査の方法及び結果について報告を受けております。また、常勤監査役は会計監査人の実地棚卸に立会うなどのほか、監査講評を聴取するなど緊密に連携をとり、効率的な監査を実施しております。

常勤監査役は監査室と必要に応じ連絡会を開催し、内部統制の運用状況を含む内部監査の方法及び結果について報告を受け、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

## 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
梶川 融	公認会計士													
熊切 顯夫	他の会社の出身者													
百瀬 雅教	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梶川 融	○	——	公認会計士としての高い専門性を有し、当社の経営をその専門知識や経験から監視、監査できる人材として選任
熊切 顯夫	○	——	経営に関する長年の経験と豊かな知識により、当社の経営を監視、監査できる人材として選任
百瀬 雅教	○	——	経営に関する長年の経験と豊かな知識により、当社の経営を監視、監査できる人材として選任

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

## その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する	実施していない
--------------------	---------

## 施策の実施状況

### 該当項目に関する補足説明

当社は、現時点においては、第1回新株予約権後、ストックオプションの付与は行っておらず、株主総会で承認された役員報酬額内で、業績を踏まえ役員報酬を決定することで充分と考えております。今後につきましては、当社の経営環境等を総合的に勘案し、取締役へのインセンティブ付与について検討してまいります。

## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明 [更新](#)

#### 役員区分ごとの報酬等の総額

第47期事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| a.取締役に支払った報酬（社外取締役を除く。） | 164百万円 |
| b.監査役に支払った報酬（社外監査役を除く。） | 13百万円  |
| c.社外役員に支払った報酬           | 18百万円  |

(注)取締役に支払った報酬には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、基本報酬、賞与から構成されており、平成8年12月25日開催の第28期定時株主総会において決議された限度額(取締役は年額300百万円、監査役は年額40百万円)の範囲内で、会社の業績・収益状況を考慮して決定しております。取締役分報酬総額の各取締役への配分および監査役分報酬総額の各監査役への配分は、それぞれの職務に応じて算定し、取締役会および監査役会において決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】[更新](#)

社外役員専従スタッフは配置しておりませんが、取締役会の付議案件の事前連絡及び説明など、必要に応じ経営企画部、総務人事部等の関係部門が対応しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は監査役制度を採用しており、有価証券報告書提出日現在取締役6名(うち社外取締役1名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であります。

取締役会は、経営上の意思決定及び業務執行の監督を行う機関として位置付け、運用を行っております。毎月1回の定期取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務遂行の状況を逐次確認しております。また、経営環境の変化に的確に対応するため、経営と業務執行体制の強化を目指し、執行役員制度(平成27年5月28日現在4名)を導入しており、取締役、執行役員及び部門責任者による経営会議を原則として月3回開催し、業務執行状況の確認を行い、業務執行の迅速化、情報の共有化及び法令遵守の徹底を図っております。

監査役会は原則として月1回開催し、状況により取締役に出席を求め、業務執行状況の説明を求め、監査業務の精度向上を図っております。また、内部監査担当者及び会計監査人との情報交換により、より効果的な監査業務の実施を図っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社は、監査役会による取締役の業務執行監査のほか、内部監査室が内部統制監査を実施しており、当社の企業規模から経営監視機能は充分に図られていると考え、上記の体制を採用しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新]

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	直近の定時株主総会は平成27年5月28日(木)に開催しております。

#### 2. IRに関する活動状況 [更新]

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び期末決算発表後にアナリスト・機関投資家向けに説明会を実施しております。説明会では、代表者自身による説明をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会資料を実施後速やかに掲載する等、ホームページ上での情報開示の強化に努めております。URL <a href="http://www.kakiyasuhonten.co.jp">http://www.kakiyasuhonten.co.jp</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社においては、経営企画部が担当しております。	
その他	経営の透明性を確保するため、株主、投資家の皆様に対して積極的かつ迅速なIR活動を進めており、四半期ごとの決算情報や月次の売上高などの開示及び当社ホームページでの掲載を実施し、タイムリーディスカロージャーに努めています。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動として、事務所近隣の清掃活動の他、クールビズの実施等に取り組んでおります。
その他	【女性の活躍推進に関して】 当社では、あらゆる場面において性別に区別なく実力や成果に応じた評価を行っております。広報室長や多くの店舗責任者配置をはじめ、女性のみの商品開発チームも発足しております。今後も女性が活躍できる場を提供できるよう取り組んでまいります。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1)企業としての社会的信頼に応え、企業倫理、法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、全役職員を対象とした行動指針として「株式会社柿安本店行動規範」を定め、これを全役職員に周知徹底させる。
  - (2)コンプライアンス担当役員を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
  - (3)コンプライアンス等に関する情報について、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度(ホットライン)を整備するとともに、公益通報者保護法の趣旨に沿って制定された規程により、その運用を行う。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切かつ確實に検索が容易な状態で保存、管理するとともに、情報種別に応じて適切な保存期間を「文書保存期間一覧表」に定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスク管理を統括する部門としてリスク管理委員会を常設し、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
- (2)各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部門へ定期的にリスク管理の状況を報告することにより、これを全社的認識事項とする。
- (3)監査役及び監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1)取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役、執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各担当取締役、執行役員に業務の執行を行わせる。
- (2)各担当取締役、執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。
- (3)代表取締役はその執行状況を各担当取締役、執行役員に、取締役会及び経営会議において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

#### 5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する。また、子会社の業務の状況は、定期的に当社の取締役会に報告する。
- (2)会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範に照らし適切で、第三者との取引と比較して、著しく不利益に、また恣意的にならないよう、常にこれを監視し、また必要に応じ外部専門機関に確認する体制とする。
- (3)監査役と監査室は、定期または臨時にグループ管理体制を監査し、取締役会に報告する。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査室員を監査役を補助すべき使用者として指名することができる。

#### 7. 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役の使用者は専ら監査役の指示に従い、その監査役の補助に専念する。  
また、その任命、異動に際しては、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

#### 8. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制

- (1)監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する。
- (2)次のような緊急事態が発生した場合には、取締役及び使用者は、遅滞なく監査役に報告する。  
財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定がなされたとき、またはなされようとしたとき  
前号のほか著しい損失等会社経営に甚大な影響を与える事象が発生したとき、または発生することが予想されるとき  
重大な法令違反または定款違反事実が認められたとき

#### 9. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- (1)監査役、監査室は各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘、提言事項につき、協議及び意見交換するなど密接な連携を図る。
- (2)監査役、監査室は、会計監査人とも連携するとともに相互に牽制を図る。
- (3)監査役は、監査の実施にあたり必要を認めるときは、弁護士、公認会計士及びその他の外部専門家を自らの判断で活用する。

#### 10. 財務報告の信頼性を確保する体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出を全うするため、内部統制システムの構築をさらに推進する。  
また当該システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)上記の1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況1.(1)にいう行動規範の中に「反社会的勢力との関係の遮断」を明記し、こうした勢力との関係は理由の如何を問わず、これを排除する。
- (2)日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者または関連団体が潜り込むことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを充分に調査する。
- (3)反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士、その関係機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育、啓蒙を継続的に行う。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

## 企業統治の体制の概要

